

令和6年度

事業概要

堺市立消費生活センター

目 次

1. センターの概要

(1) 設置目的	1
(2) 沿革	1
(3) 所在地及び施設内容	2
(4) 組織、事務分掌及び当初予算	2
(5) 企画調整（条例・規則・基本計画・審議会等）	4
(6) 国、他自治体及び関係団体との連携	7

2. 消費者行政関係

(1) 消費生活相談	
① 相談件数	9
② 契約当事者	10
③ 契約購入金額	10
④ 商品・サービス別相談件数	11
⑤ 販売購入形態別相談件数	12
⑥ 苦情処理状況	13
⑦ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議	13
(2) 消費者啓発	
① 講座、講演会等実施状況	14
② お買物・くらしの川柳事業	15
③ 啓発資料の作成・購入・貸出・配布	15
④ 情報コーナーの活用	16
⑤ 広報さかい掲載記事	17
⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール	17
⑦ その他の啓発活動	18
(3) 地域・関係機関との連携	
① 福祉関係機関との連携	19
② 福祉関係機関への情報提供	19
(4) その他の事業	
① くらしのサポーター制度	20
② 物価調査	21
③ 立入調査	22

3. 計量行政関係

(1) 事業概要

体系図、事業実績	23
----------	----

(2) 定期検査

① 集合検査	24
--------	----

② 所在場所検査	25
----------	----

③ 定期検査に代わる計量士による検査	26
--------------------	----

(3) 立入検査

① 商品量目立入検査	27
------------	----

② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査	28
-----------------------	----

(4) 普及啓発

① 一日計量士	28
---------	----

② 計量強調月間	28
----------	----

③ 暮らしのサポーター量目調査結果	28
-------------------	----

④ ホームページの整備	29
-------------	----

(5) 適正計量管理事業所

① 名簿	30
------	----

(6) センター保有基準器及び検査設備等

① 基準器	33
-------	----

② 検査設備等	33
---------	----

1. センターの概要

(1) 設置目的

高度情報通信社会の進展に伴う取引形態の複雑化・多様化やキャッシュレス決済の普及、高齢化の進行等、消費者を取り巻く社会環境の変化に伴い、インターネット関連のトラブルなど、様々な消費者問題が発生しています。

こうしたなか、国においては、平成 21 年 9 月に消費者庁を設立し、その後、国民の消費生活の安定及び向上、消費者市民社会の形成に向けて、平成 24 年 12 月に「消費者教育の推進に関する法律」、平成 25 年 4 月に「改正消費者安全法」、令和 4 年 6 月に「改正特定商取引法」の施行など、消費者行政の司令塔としてさまざまな取り組みを進めています。

また、本市では、市民の安全で安心な消費生活の実現をめざして、平成 22 年 4 月に「堺市消費生活条例」を施行し、平成 23 年度からの 5 年間を計画期間として、消費者施策の基本的方向と内容を明らかにした「堺市消費者基本計画」を策定しました。平成 28 年 2 月には「消費者教育」を重点課題のひとつとして掲げた「第 2 期堺市消費者基本計画」を策定し、消費生活センターではこれまで、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

現在は、令和 3 年 5 月に策定した「第 3 期堺市消費者基本計画」に基づき、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的として、4 つの基本目標の実現に向けた取組を実施しています。

基本目標 1 消費生活の安全・安心の確保

基本目標 2 消費者の自立支援

基本目標 3 消費者被害の救済

基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応

(2) 沿革

① 消費生活関係

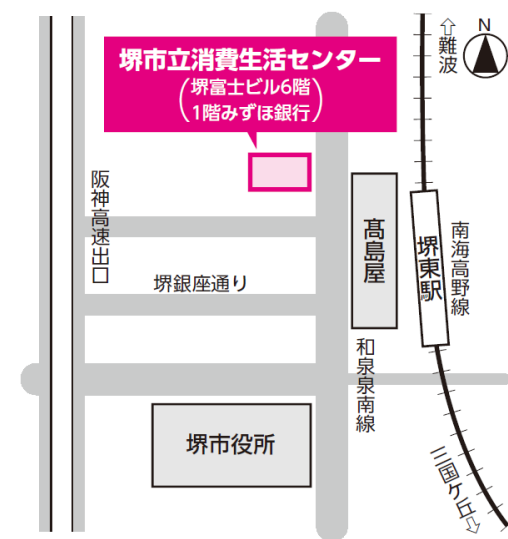
昭和 48 年 6 月 20 日	市民生活部消費経済課消費生活センター設置
昭和 52 年 7 月 20 日	市民部消費生活センター消費生活係
昭和 60 年 4 月 1 日	総務局市民部消費生活センター消費生活係
平成 12 年 4 月 1 日	市民環境局市民生活部消費生活センター（消費生活係廃止）
平成 15 年 4 月 1 日	市民人権局市民生活部消費生活センター

② 計量関係

昭和 47 年 4 月 1 日	経済部消費経済課計量係設置
昭和 48 年 1 月 29 日	政令第 7 号により特定市に指定
昭和 48 年 4 月 1 日	市民生活部消費経済課計量係
昭和 52 年 7 月 20 日	市民部消費生活センター計量係
昭和 60 年 4 月 1 日	総務局市民部消費生活センター計量係
平成 12 年 4 月 1 日	市民環境局市民生活部消費生活センター（計量係廃止）
平成 15 年 4 月 1 日	市民人権局市民生活部消費生活センター

(3) 所在地及び施設内容

名 称	堺市立消費生活センター
所 在 地	〒590-0076 堺市堺区北瓦町 2 丁 4 番 16 号 堺富士ビル 6 階
T E L	072 (221) 7146 (相談) 他 2 回線含め、計 3 回線 072 (221) 6538 (計量) 072 (221) 7908 (事務)
F A X	072 (221) 2796
電子メール	syoseise@city.sakai.lg.jp
開 所 時 間	平日 (月～金曜日) 午前 9 時～午後 5 時 15 分
相 談 時 間	〃 午前 9 時～午後 5 時
休 所 日	土・日曜・祝日・年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)
施設の規模	総面積 272.70 m ² (82.49 坪)



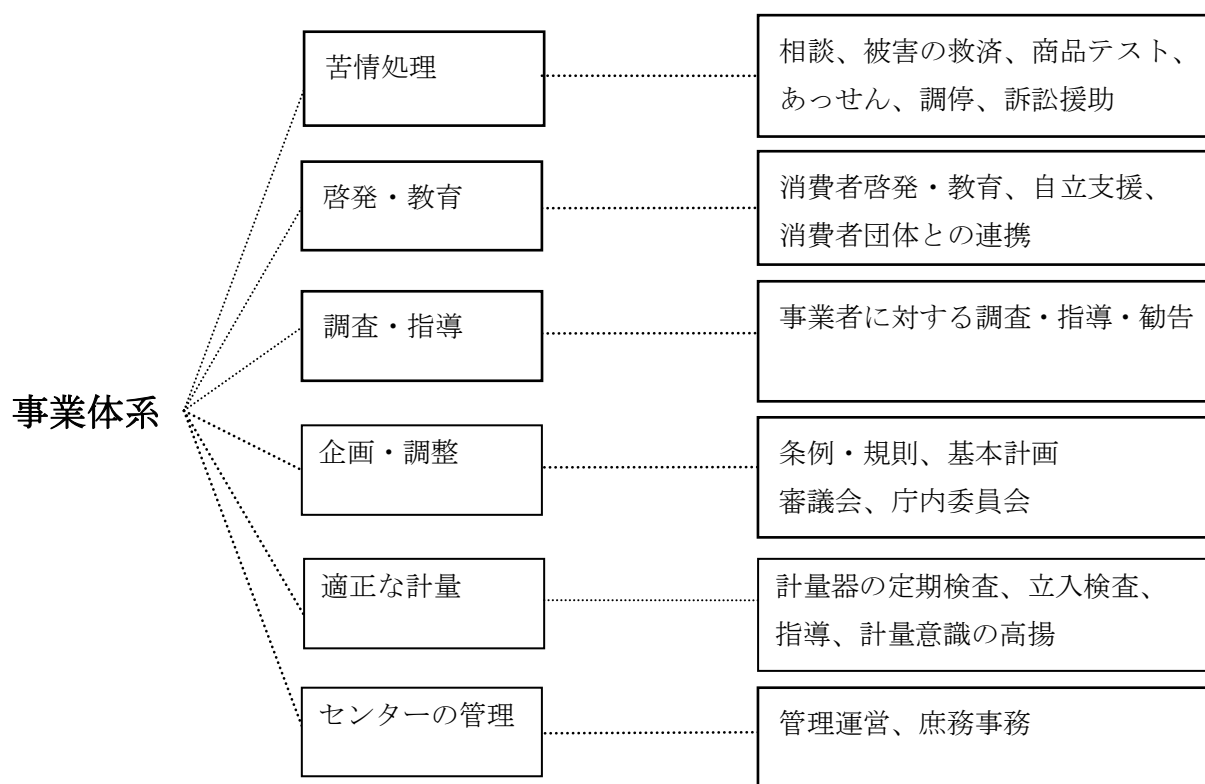
(4) 組織、事務分掌及び当初予算（令和 6 年 4 月 1 日現在）

① 組織 市民人権局 市民生活部

消費生活センター	所長	1 人	
	所長代理	1 人	
	主査	1 人	
	副主査	1 人	
	一般職員	2 人	
	会計年度任用職員	11 人	(消費生活相談員 有資格者)
	会計年度任用職員	1 人	(計量士 有資格者)
	会計年度任用職員	2 人	(警察 OB)
	会計年度任用職員	1 人	(市 OB)
			計 21 人

② 事務分掌

- a 消費者行政の企画調整に関すること。
- b 消費生活に係る指導啓発に関すること。
- c 消費生活に係る実態調査及び資料の収集に関すること。
- d 消費生活に係る相談及び苦情の処理並びに商品テストに関すること。
- e 消費生活審議会に関すること。
- f 消費者団体の育成指導に関すること。
- g 計量器の定期検査に関すること。
- h 計量及び表示に係る立入検査並びにこれらの取締りに関すること。
- i 計量管理の指導に関すること。
- j 計量思想の普及に関すること。
- k その他消費者対策に関すること。



③ 当初予算（単位：千円）

事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消費者対策	73,115	61,328	61,238	67,031
計量器検査	11,495	9,403	12,777	12,387
計	84,610	70,731	74,015	79,418

(5) 企画調整

① 堺市消費生活条例

複雑・多様化する消費者問題に的確・迅速に対応し、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的としています。

本条例では、消費者の権利を明らかにし、その権利を尊重するとともに消費者の自立を支援することを基本として施策に取り組むことを定めています。

平成 21 年 12 月 25 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 12 月 14 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正施行（「訪問購入」等の取引に対応）

平成 28 年 3 月 25 日改正 平成 28 年 4 月 1 日改正施行

（消費者安全法の改正内容に対応 第 11 条の 2～6 を追加）

② 堺市消費生活条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成 23 年 8 月 30 日改正 同日改正施行

平成 25 年 3 月 15 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正施行

平成 26 年 9 月 25 日改正 同日改正施行

平成 28 年 3 月 25 日改正 平成 28 年 4 月 1 日改正施行（条例改正による規則第 2 条の修正）

③ 堺市消費者基本計画

堺市消費者基本計画は堺市消費生活条例第 9 条の規定に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後取り組むべき消費者施策の基本的な方針と施策の具体的内容を明らかにすることを目的に策定するものです。

第 1 期計画期間 平成 23 年度～27 年度（5 年間）

第 2 期計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度（ 〃 ）

第 3 期計画期間 令和 3 年度～令和 7 年度（ 〃 ）

第 3 期堺市消費者基本計画では、次の 4 つを基本目標として設定し、施策の具体化を図ります。

基本目標 1「消費生活の安全・安心の確保」

- (1) 危害等の防止
- (2) 表示等の適正化
- (3) 取引の適正化
- (4) 物価の安定

基本目標 2「消費者の自立支援」

- (1) 消費者教育・啓発の推進【消費者教育推進計画】
- (2) 消費者団体への支援
- (3) 消費者意見の反映

基本目標 3「消費者被害の救済」

- (1) 苦情の処理
- (2) あっせん、調停
- (3) 訴訟の援助

基本目標 4「経済社会の発展等に伴う環境変化への対応」

- (1) 高齢者等への支援
- (2) 高度情報通信社会の進展への対応
- (3) 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の促進

④ 堺市消費生活審議会

平成 22 年 4 月 1 日の堺市消費生活条例の施行に伴い、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査・審議するため、堺市消費生活審議会が設置されました。

直近の 開催状況	開催日	主な議題
第 20 回	令和 4 年 8 月 (書面審議)	・ 第3期堺市消費者基本計画 令和3年度施策実施状況について ・ 消費者安全確保地域協議会設置について ほか
第 21 回	令和 4 年 12 月 23 日	・ 会長・副会長の選任について ・ 消費者安全確保地域協議会設置について ・ 第20回堺市消費生活審議会（書面開催）の結果について ほか

苦情処理委員会案件	内容	結果
平成 24 年度あっせん案件第 1 号 (平成 24 年 12 月 14 日付託)	祈とうカウンセリングサービスの代金返還に関するあっせん事案	あっせんによる合意解決 (第 1 回あっせん) 平成 25 年 1 月 7 日 ・ 申出者からの事情聴取 (期日間) ・ 相手方から上申書提出 ・ あっせん案の検討 (第 2 回あっせん) 平成 25 年 2 月 25 日 ・ 合意書の締結
平成 27 年度あっせん案件第 1 号 (平成 27 年 11 月 24 日付託)	学習教材の売買契約、販売会社側信販会社との個別信用契約のあっせん事案	あっせんによる合意解決 (第 1 回あっせん) 平成 27 年 12 月 25 日 ・ 申出者からの事情聴取 ・ 販売会社破産による管財人(弁護士)からの通知(破産手続き開始等の通知) ・ 信販会社の欠席に伴う電話による事情聴取 (結果) 信販会社からの和解案による合意解決 ただし、委員から解決内容に不本意である部分があり、結果報告書にて詳細記述あり。
平成 29 年度あっせん案件第 1 号 (平成 30 年 2 月付託)	FX のコンサルティング委託契約の解約返金に関するあっせん事案	平成 31 年 3 月 出席要請のプロセスにおいて、一部返金の意思表示があり相談者側が同意したことにより事案解決済み。

⑤ 堺市消費者行政庁内委員会

本市における消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進するため、堺市消費者行政庁内委員会を平成 21 年 6 月 1 日に設置しました。消費生活条例に基づく施策の推進に関する事項、消費生活に係る消費者の利益の擁護及び増進の推進に関し、関係課と必要な事項を協議し、調整します。

(委員) 市民生活部長、消費生活センター所長、区政推進課長、環境共生課長、長寿支援課長、障害施策推進課長、食品衛生課長、幼保運営課長、地域産業課長、農水産課長、建築都市総務課長、上下水道局事業サービス課長、教育委員会教育課程課長

(開催数) 平成 22 年度 2 回、平成 24 年度 1 回、平成 27 年度 2 回

(6) 国、他自治体及び関係団体との連携

近年の消費者問題は、多様化、高度化、広域化の傾向にあり、また、電子商取引の拡大やそれに伴った消費者トラブルの複雑化など、各自治体単独での十分な対応が困難な場合も多くなっています。

広く都市間に共通する問題を協議検討し、相互に効果的施策を実施できるよう、国及び他自治体との連携を深めています。

【令和 5 年度 会議開催状況】

① 消費者行政関係

R5. 4. 24	オンライン参加	都道府県等消費者行政担当課長会議
R5. 5. 26	オンライン参加	全国消費生活センター所長会議
R5. 6. 28	オンライン参加	大阪府内消費生活センター連絡会議（管理部会）
R5. 7. 18		近畿相談担当者連絡会議（第 125 回）
R5. 8. 4	オンライン参加	大都市消費者行政担当部課長連絡会議
R5. 8. 28		近畿電気通信消費者支援連絡会（第 30 回）
R5. 8. 31	オンライン参加	地域で防ごう消費者被害 大阪交流会（第 8 回）
R5. 10. 6 ～11. 2	文書会議	近畿ブロック消費生活センター連絡会議（普及啓発部会）
R5. 10. 26	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議（第 126 回）
R5. 11. 6	オンライン参加	消費者行政ブロック会議 近畿ブロック消費生活センター所長会議
R5. 11. 24	オンライン参加	PIO-NET 運営連絡会議
R5. 11. 29 ～12. 13	文書会議	近畿ブロック消費生活センター連絡会議（相談部会）
R6. 2. 14 ～2. 29	文書会議	大阪府内消費生活センター連絡会議（相談部会）
R6. 2. 19		近畿電気通信消費者支援連絡会（第 31 回）
R6. 2. 27	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議（第 127 回）

② 消費者団体関係

年間 11 回 (8 月除く)		大阪弁護士会との大阪府共同事例研究会
7 月 27 日		新聞公正取引協議会
9 月 28 日	オンライン参加	個人信用情報に関する消費者懇談会 (CRIN 協議会)
11 月 16 日		生命保険協会意見交換会
R6. 2. 13	オンライン参加	全国消費者フォーラム (国民生活センター)

③ 計量行政関係

R5. 6. 9 ～6. 30	文書会議	指定都市計量行政協議会会議
R5. 7. 14		全国特定市計量行政協議会関西地区会議
R5. 9. 4	文書会議	大阪府・特定市計量行政協議会実務担当者会議
R6. 2. 1		全国特定市計量行政協議会全国会議
R6. 2. 13	オンライン参加	全国計量行政会議

④ 計量団体関係

R6. 11. 16		郊外百貨店部会
------------	--	---------

2. 消費者行政関係

(1) 消費生活相談

商品やサービスの契約トラブル（特に訪問販売や電話勧誘販売、通信販売事業者とのトラブル）や、製品事故や安全性を欠く製品被害などについて、消費者からの苦情や相談を受け、助言やあっせんによる解決を行っています。

① 相談件数

- ・令和5年度に消費生活センターに寄せられた相談総数は6,274件で、前年度より264件の減少となりました。
- ・相談件数は苦情相談が5,775件（約92.0%）、問合せ相談等が499件（約8.0%）ありました。
- ・相談方法別件数は来訪が664件、電話が5,601件、文書が9件で、電話が約89%を占めました。

過去5年間の相談件数

※はコロナ感染症関連相談の件数（内数）

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全件数	6,419	7,286 ※690	6,715 ※758	6,538 ※175	6,274
（苦情件数）	5,791	6,551 ※616	5,925 ※473	5,931 ※158	5,775
（問合せ件数等）	628	735 ※74	790 ※285	607 ※17	499

② 契約当事者

- ・契約当事者の性別は、不明分を除き、男性 2,547 件（約 40.6%）、女性は 3,383 件（約 53.9%）でした。
- ・60 歳代、70 歳以上の相談件数では、全体に占める割合がそれぞれ約 15.2%、約 28.1%で、これらの年代は合わせて約 43.3%となっています。
- ・30 歳代、60 歳代及び 70 歳以上の相談件数は増加しました。

契約当事者の年代別相談件数

年齢別	件 数			前年度比
	令和 4 年度	令和 5 年度	増減数	
20 歳未満	158	128	△30	81.0
20 歳代	523	519	△4	99.2
30 歳代	493	501	8	101.6
40 歳代	793	718	△75	90.5
50 歳代	1,252	1,028	△224	82.1
60 歳代	854	956	102	111.9
70 歳以上	1,764	1,766	2	100.1
その他・不明	701	658	△43	93.9
計	6,538	6,274	△264	96.0

③ 契約購入金額

- ・契約購入金額別の相談件数は、50 万円未満までの契約に関する相談件数が大半ですが、1 千万を超える高額な商品・サービスに係る相談件数も多数発生しました。

契約購入金額別相談件数

契約・購入金額	件 数			前年度比
	令和 4 年度	令和 5 年度	増減数	
1 万円未満	865	757	△108	87.5
1 万円以上～5 万円未満	893	785	△108	87.9
5 万円以上～10 万円未満	219	225	6	102.7
10 万円以上～50 万円未満	637	592	△45	92.9
50 万円以上～100 万円未満	150	169	19	112.7
100 万円以上～500 万円未満	185	219	34	118.4
500 万円以上～1 千万円未満	28	36	8	128.6
1 千万円以上～5 千万円未満	34	43	9	126.5
5 千万円以上～1 億円未満	5	2	△3	40.0
1 億円以上	0	3	3	—

※契約購入金額の不明な事案や契約購入に至っていない事案は表に記載していない。

④ 商品・サービス別相談件数

化粧品等の定期購入に関する相談は減少したものの、不審なメールや架空請求に関する相談、携帯電話に関する相談、水回りや鍵等の修理サービスに関する相談、外壁や屋根工事等住宅に関する相談が大きな割合を占めています。

商品・サービス別の相談件数

順位	商品・役務	件数		主な相談内容
		5年度	4年度 (順位)	
1	商品一般	586	500 (2)	大手通信会社やネット通販会社、国の機関等をかたった請求メールに関する相談、身に覚えのないクレジットカードの利用請求や口座からの引落しに関する相談など商品を特定できない相談
2	化粧品関係	315	567 (1)	定期購入と思わずに結んだ契約の解約相談、商品使用後の体調トラブルやその後の解約についての相談など
3	不動産貸借	265	233 (3)	解約退去時の敷金返還や修繕費用に関する相談など
4	携帯電話・ 携帯電話サービス	197	176 (5)	携帯電話の契約内容や携帯電話機本体の不具合に係るトラブルに関する相談など
5	健康食品関係	191	204 (4)	申し込んだ覚えのない健康食品の送り付けに関する相談、健康食品摂取後の体調不良に関する相談など
6	工事・建築	166	170 (6)	修繕工事やリフォーム工事に係る高額請求や解約に関する相談など
7	修理サービス	145	96 (9)	水道蛇口やトイレ、配水管、鍵等の修理費用に関する相談など
8	新聞	116	74 (10)	景品付き長期購読契約に係る解約時のトラブルに関する相談など
9	エステティック サービス	113	168 (7)	通い放題コースなどでの中途解約・精算に関する相談、倒産した事業者の返金に関する相談など
10	インターネット 接続回線	101	103 (8)	回線契約に係る請求金額や解約時のトラブルに関する相談、執拗な勧誘行為に関する相談など

※上記の商品・役務の名称は、全国の消費生活センター等で使用している「全国消費生活情報ネットワーク」による登録商品名である。

⑤ 販売購入形態別相談件数

- ・販売購入形態別相談件数では、通信販売に関する相談が 2,346 件で最も多く、続いて店舗購入に関する相談が 1,535 件、訪問販売が 636 件となっています。
- ・無店舗販売に係る相談を年代別で見ると、いずれの年代も通信販売がそれぞれ最も多く、70 歳以上の年代では他の年代に比べて訪問販売や電話勧誘販売が多くなっています。

販売購入形態別相談件数

販売購入形態		件 数			前年度比
		令和 4 年度	令和 5 年度	増減数	
店舗購入		1,644	1,535	△109	93.4
無店舗販売	訪問販売	535	636	101	118.9
	通信販売	2,627	2,346	△281	89.3
	マルチ・マルチまがい取引	31	34	3	109.7
	電話勧誘販売	242	247	5	102.1
	初タイプ・オプション	8	9	1	112.5
	訪問購入	59	51	△8	86.4
	その他無店舗販売	68	67	△1	98.5
不明・無関係		1,324	1,349	25	101.9

無店舗販売に係る相談の年代別件数

販売購入形態	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
訪問販売	3	46	38	53	86	85	257	68
通信販売	90	164	191	326	432	421	558	164
マルチ・マルチまがい取引	1	4	2	7	8	4	7	1
電話勧誘販売	2	36	17	21	34	31	74	32
初タイプ・オプション	0	0	2	0	3	0	3	1
訪問購入	0	1	2	1	6	5	34	2
その他無店舗販売	1	7	7	4	9	12	23	4

⑥ 苦情処理状況

センターに寄せられる相談のうち、消費者と事業者の交渉が円滑に行われるようにセンターが間に入る「あっせん」の苦情処理状況は次のとおりです。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
あっせん件数	1,033	976	1,152	1,061
解 決	935	872	1,051	966
不 調	98	104	101	95
あっせん解決率	90.5%	89.3%	91.2%	91.0%

※「あっせん」とは、単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立ち解決策を提示することなどにより解決することを表す。

※表の数値は、苦情件数のみ（問合せや要望件数を含めない）。

⑦ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議

堺市民の安全安心なくらしの実現をめざし、消費者トラブルなどの相談に的確に対応するため警察署と消費生活センターの連携強化を図ることを目的として、平成 18 年度から開催しています。

開催日	会議内容	開催場所
令和 5 年 11 月 16 日	・レスキューサービスについて、契約書面不交付やクーリング・オフに応じない事案についての情報共有と対策の検討 ・インターネット上で遠隔操作アプリを使用した詐欺的な悪質商法やコード決済を悪用した事案についての情報共有と対策の検討 ・その他、警察と消費生活センターの連携について意見交換	堺市役所 本館 地下会議室

(2) 消費者啓発

消費者を取り巻く消費生活環境は大きく変化しており、消費者が自立した主体として、自ら必要な知識や情報を修得・収集し、自主的かつ合理的に行動することが求められています。

このため、市民への啓発・教育や有益な情報を提供するための事業を実施しています。

① 講座、講演会等実施状況

開催日	名称(テーマ)	[団体名]及び講師	受講者(人)
R5. 4. 19	出前講座 計 22 回 知って得する！ 消費者トラブル 豆知識	[南第 4 地域包括支援センター 高倉台西サロン] 堺市消費者啓発員	17
R5. 6. 9		[榎校区福祉委員会] 堺市消費者啓発員	25
R5. 6. 27		[サニーハウス] 消費生活センター職員	10
R5. 6. 27		[菱木奥自治会福祉部会] 堺市消費者啓発員	21
R5. 7. 8		[大阪建設労働組合堺支部] 堺市消費者啓発員	16
R5. 7. 9		[東基幹型包括支援センター] 堺市消費生活相談員	21
R5. 7. 11		[東区老人クラブ連合会] 堺市消費者啓発員	63
R5. 7. 15		[老人ディサービスセンター 結いの里] 堺市消費者啓発員	18
R5. 7. 19		[東基幹型包括支援センター] 堺市消費生活相談員	30
R5. 7. 21		[原山台校区福祉委員会] 堺市消費者啓発員	30
R5. 7. 22		[堺市ろうあ者福祉委員会] 消費生活センター職員	30
R5. 8. 16		[あけぼの会] 堺市消費者啓発員	5
R5. 8. 16		[南第 4 地域包括支援センター] 堺市消費者啓発員	20
R5. 9. 6		[美原西校区福祉委員会北余部 いきいきサロン] 堺市消費者啓発員	30
R5. 9. 18		[新鴨遊ゆうクラブ] 堺市消費者啓発員	37
R5. 9. 27		[南第 2 地域包括支援センター] 堺市消費者啓発員	8
R5. 10. 26		[地域活動支援センター ぜるこば] 消費生活センター職員	15
R5. 11. 8		[芽ばえ西 いきいきサロン] 消費生活センター職員	20
R5. 11. 24		[東第 1 地域包括支援センター] 堺市消費者啓発員	16
R6. 1. 12		[深阪校区福祉委員会小地域ネットワーク活動] 堺市消費者啓発員	15
R6. 2. 16		[北野田東ことぶき会] 堺市消費者啓発員	25
R6. 3. 1		[南第 4 地域包括支援センター 晴美会ひなまつり] 堺市消費者啓発員	57
R6. 3. 10		[エバーグリーン金岡自治会 福利厚生部] 堺市消費者啓発員	30

② お買物・くらしの川柳事業（平成 28 年度スタート）

消費者トラブルや特殊詐欺の被害防止に関する注意を呼びかけるものや、くらしの中でのお買物・サービスにまつわるエピソード・トラブル体験をテーマにした「お買物・くらしの川柳」を募集し、応募のあった 2,022 作品の中から、6 句の優秀作品を選出。入賞者には賞状を贈呈し、入賞作品は当センターの発行物への掲載利用や作品展示などに活用しています。

令和 5 年度 最優秀賞	『気をつけて「無料」「もうかる」何かある』
優秀賞	『課金課金 しすぎて心が ドキンドキン』
優秀賞	『いい話 それは相手の いい話』
佳作	『初回無料 気づいたころには 請求書』
佳作	『「儲かるよ」人生全てが 金ではない』
佳作	『セールスの「今ならなんと！」もはやネタ』

※投票総数：2,593 件

③ 啓発資料の作成・購入・貸出・配布

a 「くらしの情報 SAKAI」Vol. 34 A5 版 41 頁

消費生活における代表的なトラブル事例や、クーリング・オフの説明、消費者関連法規の改正など、最近の消費者行政の動き等を掲載した啓発冊子。

出前講座をはじめ啓発機会をとらえて広く市民に配布しました。



b 教材用 DVD 購入・貸出・配布

高等学校・中学校を対象に消費者教育の授業で活用できるよう、教材用 DVD を購入しました。

・「ホントに『いいね!』? その契約」

「SNS をきっかけとした契約トラブル」「もうけ話（マルチ商法）」「インターネット通販」の 3 つの事例をもとに、トラブル回避のタイミングや考え方を学ぶもの。

・「パピ君と学ぶ! キャッシュレス社会の歩き方」

「多様化する支払い方法」「多重債務の恐怖」「家計のマネジメント」について事例をもとの学ぶもの。

・「アクティブに学ぼう vol. 2 暮らしと消費」

「店舗で買う? インターネット通販で買う?」「不要なもの 捨てる? 売る?」「クレジットカード使いたい?」「エシカル消費とは」「その音楽 ダウンロードしても大丈夫?」5 つの場面でのどのような選択をすればよいのかを考えるもの。

・「しっかり学ぼう！ ネットと契約 ～18 歳成人に向けて～」

成年年齢の引き下げに伴い、社会経験の少ない若者が悪質業者のターゲットにならないよう、18 歳でできる契約やトラブル事例を考えるもの。

c デジタル教材・配布

若年層からの消費生活について関心を高め、自立した消費者の育成を図るため、中学校の家庭科の授業で活用できる消費者教育用教材を市立中学校に配付しました。

・「中学生のかしこい消費生活 GO! GO!」

中学生も消費者であり日々契約をしていることやお金の管理に関すること、若者がトラブルにあいやすいネットトラブルなどの事例をもとに、注意すべきポイントを解説。学校の授業での活用、家庭で共有することでトラブル解決を図ります。

d 冊子購入・配布

幼児期の頃から消費者力を身に付けるため、小学校入学前の 5 歳児の保護者を対象に各園へ配付しました。

・「おかいものにいこう！」

「おかいもの」での「モノを選ぶ」「約束をする」「お金を払う」「買ったものを大切にする」などの場面をもとに、よりよい選択ができるよう子どもと大人と一緒に学べる冊子。

④ 情報コーナーの活用

センターの情報コーナーでは、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌の閲覧、暮らしに役立つ情報や悪質商法に関するチラシの配架やポスターの掲示等を行っています。また、図書やビデオ、DVD の貸出を行っています。

区役所の市政情報コーナーや公民館でも、チラシ、パンフレットの配架を行っています。

⑤ 広報さかい掲載記事

センターに寄せられる苦情相談や全国的な消費者被害の傾向をもとに、被害事例を紹介し、未然防止のためのアドバイスを掲載、また、消費生活センターの啓発事業を案内しています。

月	主な掲載内容
4月号	・相談事例「賃貸住宅に入居する時は必ずご確認を」
5月号	・相談事例「商品のこと・サービスのこと 困ったときはご相談ください」
6月号	・相談事例「フィッシング詐欺にご注意」
7月号	・相談事例「テレビショッピングの契約の条件をよく確認しましょう」
8月号	・相談事例「不用品を買い取ります 訪問購入の注意点」 ・お買物・くらしの川柳を募集
9月号	・相談事例「ネットで知り合った人 信用して大丈夫ですか」
10月号	・相談事例「サブスクの請求トラブルに注意」
11月号	・相談事例「くらしのレスキューサービスのトラブルに注意」 ・あなたが選ぶ お買物・くらしの川柳
12月号	・相談事例「旅行予約サイトでの申し込みは慎重に」 ・堺発！安全安心うまいもの市
1月号	・相談事例「ネットで見かける儲け話に注意」
2月号	・相談事例「詐欺的な占いサイトにだまされないで」 ・お買物 ・くらしの川柳 入賞作品が決定
3月号	・相談事例「クレジットカードの利用明細は必ず確認を」

⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール

急増する特殊詐欺（オレオレ詐欺や還付金詐欺など）から市民の財産を守るため、市内警察署と連携して、堺市特殊詐欺被害防止電話パトロール（以下、「電話パトロール」という。）を平成29年2月1日から実施しています。（架電による注意喚起）

a 実施方法

これまで特殊詐欺等のトラブルに遭遇し、消費生活センターへ相談された市民に対して、消費生活センター職員が電話を架け、特殊詐欺の現状を説明するとともに、被害に遭わないよう防止方法について伝達します。

なお、被害を受けているとわかった場合は、ご本人に、お住まいを管轄する各警察署生活安全課防犯係へ通報するよう促します。

b 対象者

これまで特殊詐欺と思われる内容で消費生活センターに相談された市民

c 事前講習

架電による注意喚起を実施する前に、特殊詐欺に関して警察より事前に講習を受け、特殊詐欺の現状や被害防止方法について知識を得ることにより、効果的な注意喚起を行っています。

d 電話で通知される発信者番号 072-221-7146

⑦ その他の啓発活動（くらしのサポーターと協働による）

開催日	事業名	内容[開催場所]
R5. 5. 9～ 5. 14	消費者月間啓発パネル展	テーマ「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」 [堺市役所高層館 1 階ロビー]
R5. 5. 14 R5. 10. 22 R5. 11. 4 R4. 11. 5 R5. 11. 12 R5. 11. 19	東区民まつり啓発活動 中区区民フェスタ啓発活動 北区交流まつり啓発活動 みはら区民まつり啓発活動 南区ふれあいまつり啓発活動 堺区ふれあいまつり啓発活動	啓発チラシ・グッズの配布
R5. 12. 21	消費生活パネル展	テーマ「災害時の食と栄養」 [堺市役所高層館 1 階ロビー]

※消費者月間とは

昭和 43 年 5 月 30 日に、消費者利益の擁護を図ることを目的として「消費者保護基本法（現在の消費者基本法）」が制定された。その後昭和 53 年に、経済企画庁（現在の内閣府）が、この日に同法が制定されたことにちなんで、毎年 5 月 30 日は「消費者の日」とした。さらに昭和 63 年に同法制定 20 周年を記念し、5 月は「消費者月間」とした。現在では、消費者月間には消費者庁の統一テーマを PR し、全国で消費生活に関する各種行事が実施されている。

(3) 地域・関係機関との連携

高齢化等を背景として、消費者被害に遭う可能性の高い「見守りを必要とする方」が増加している中、地域での見守り活動を通じて、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることが重要となっています。

また、消費者の多様化、デジタル化等を背景に、消費者の自立支援を目的とし、幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な消費者教育・啓発を、学校・地域社会・家庭・職域が連携・協働して実施することが求められています。

このため、市内の地域組織や福祉関係機関、教育機関等と、消費者被害予防・相談・解決に向け連携を図っています。

① 福祉関係機関との連携（会議への参加）

開催日	会議名／テーマ	対象機関
R5. 4. 18	北区指定相談支援事業所連絡会／消費生活センターPR・事例紹介	障害
R5. 5. 8	堺区高齢者関係者会議／消費生活センターPR・事例紹介	高齢
R5. 5. 10	西区高齢者関係者会議／消費生活センターPR・事例紹介	高齢
R5. 9. 27	南区指定相談事業所連絡会／講演・グループワーク	障害
R5. 11. 9	美原区障害者自立支援協議会／消費生活センターPR	障害
R6. 1. 29/30 /31/2. 7	堺区地域包括圏域別見守りミーティング／講演・グループワーク	高齢
R6. 2. 8	南区見守り登録事業者連絡会／グループワーク	高齢
R6. 2. 21	堺区相談支援員連絡会議／講演	障害

② 福祉関係機関への情報提供（消費生活センター定期便の発行）

発行日	主なテーマ
R5. 5. 12	消費者月間 PR／定期購入トラブル
R5. 6. 21	訪問販売お断りシール PR／点検商法注意喚起
R5. 7. 13	水辺の事故に関する注意喚起／レスキューサービス（水回り）のトラブル
R5. 8. 17	「お買物・くらしの川柳」募集 PR／サブスクリプションの契約・引き落とし確認を
R5. 9. 8	（残暑）熱中症注意喚起／（台風シーズン）災害に便乗する悪質商法
R5. 10. 13	「お買物・くらしの川柳」投票 PR／情報商材・サポートサービスに関する悪質商法
R5. 10. 20	スマホを入り口にした契約トラブル事例
R5. 11. 14	計量月間 PR／インターネット旅行サイト利用時の注意情報
R5. 12. 4	「くらしの情報 SAKAI」刊行 PR／有名人のフェイク動画を使用した投資詐欺注意喚起
R6. 1. 10	石油ストーブ火災に関する注意喚起／「死後事務委任契約」に関する注意情報
R6. 2. 8	能登半島地震に便乗した寄付金詐欺／海産物購入に関する強引な電話勧誘販売
R6. 3. 5	60 歳以上の相談統計紹介／国際ロマンス詐欺注意喚起

(4) その他の事業

① くらしのサポーター制度

消費生活に関する実態調査、市民の意見の把握等を組織的かつ継続的に実施し、それらを積極的に市政に反映させるとともに、消費者に対する啓発活動を市民と協働で推進することにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、くらしのサポーター（以下、「サポーター」という。）を置いています。

a 人数

本市の区域内に居住する 20 歳以上の者 60 人以内

b 依頼期間

サポーターへの依頼期間は、依頼の日から当該年度の 3 月 31 日まで

c 業務内容

○日常生活における商品及び役務の価格、量目等についての調査結果を随時報告すること
（物価調査及び報告）

- ・年間 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）、23 品目を調査
（ただし、灯油は 11 月、2 月での調査とする）

- ・調査日 対象月の 1 日
- ・調査対象店舗 サポーターが居住する校区内の一般小売店舗（スーパー含む）
- ・調査方法

23 品目の消費税を含んだ価格を調査し、調査結果を 10 日までに消費生活センターへ報告する。

- ・調査結果 P21「生活関連物資物価調査結果」を参照

○商品量目調査および報告

内容量が表記されている商品の内容量が表記どおりであるかの調査を行うこと

- ・調査日 11 月 22 日
- ・調査方法

くらしのサポーターが持参した商品（3 品程度）の総量（皆掛量）を計量し、開封して風袋量を計量する。総量から風袋量を減じた実量と内容量を比較する。

- ・調査結果 P28～29「くらしのサポーター量目調査結果」を参照

○市が行う啓発活動等に参加すること

- ・P17「その他の啓発活動」を参照

② 物価調査

生活関連物資物価調査結果

堺市の主要品目の価格の動き（令和５年度）

（単位：円）

品目 規格容量		実施時期 平均価格			
		5月	8月	11月	2月
砂糖	上白糖 1 kg	212	226	232	236
食用油	1 kg	449	438	446	426
マヨネーズ	350g	299	316	306	318
マーガリン	300g	263	257	255	252
小麦粉	薄力粉 1 kg	287	287	293	286
しょう油	1ℓ	258	262	275	266
食パン	角型 1 斤	169	188	185	182
牛乳	1ℓ	235	254	259	253
牛肉	国産ロース肉（薄切り）100g	729	707	691	720
豚肉	国産ロース肉（薄切り）100g	255	265	263	265
鶏肉	国産もも肉（骨なし）100g	144	155	148	150
鶏卵	10 個入 1 パック	300	296	290	274
キャベツ	1 玉	273	181	268	171
ほうれん草	1 束	162	194	182	139
大根	1 本	210	180	270	172
きゅうり	1 本	57	59	72	75
米	国内産精米コシヒカリ 5 kg	2,118	2,119	2,165	2,238
洗濯用洗剤	液体洗剤（本体）1 本	425	414	416	449
台所用洗剤	中性洗剤（本体）1 本	166	166	162	172
ティッシュペーパー	5 箱	371	375	374	378
トイレットペーパー	12 ロール（シングル）	490	487	469	482
ガソリン	1ℓ	163	176	166	170
灯油	18ℓ	—	—	1,948	1,971

※堺市全域のバランスを図りながらくらしのサポーター（60 人）を設け、市民の消費生活に大きな影響を与える「物価」の動向調査を行っています。

※調査結果は、ホームページにも掲載しています。

③ 立入調査

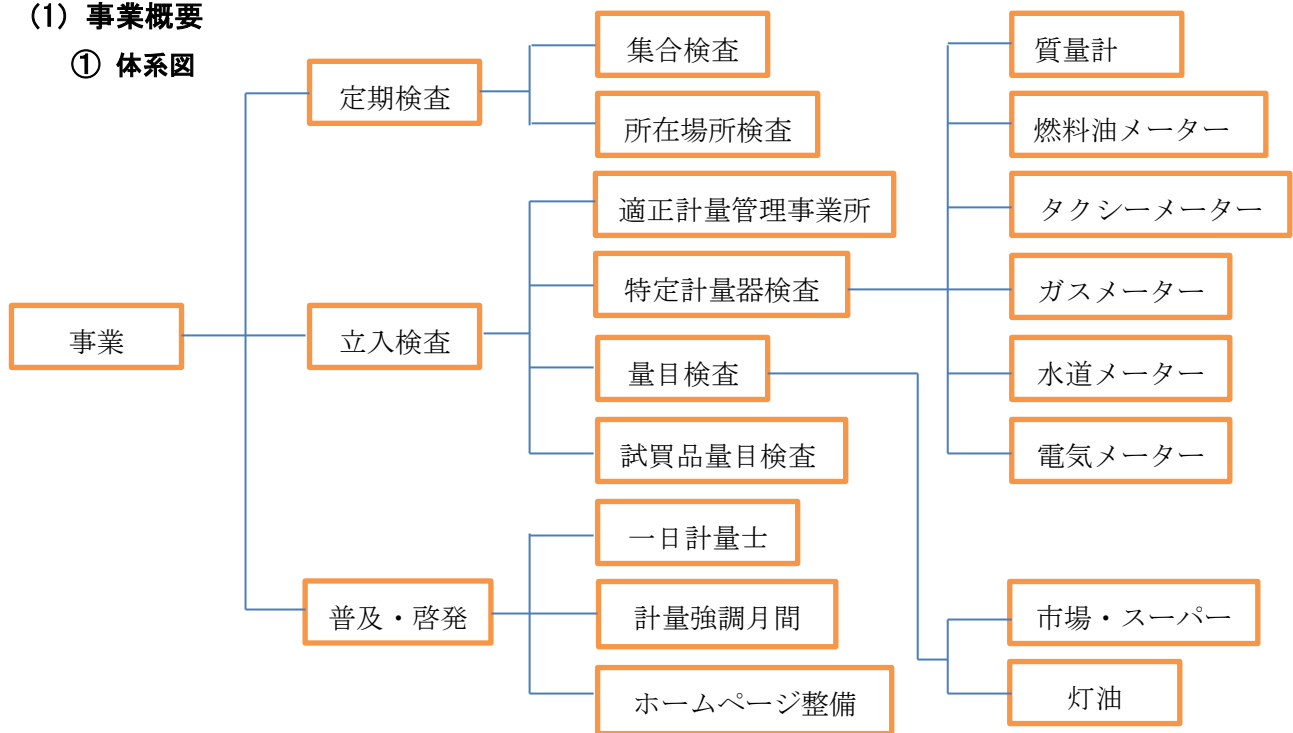
大阪版地方分権の推進により、平成 10 年度から大阪府より移譲され、第 2 次一括法改正により、平成 24 年度から自治事務化となり以下の立入検査等を実施しました。

事業名	根拠法令	令和 4 年度			令和 5 年度		
		立入 店舗数	調査 件数	違反 件数	立入 店舗数	調査 件数	違反 件数
家庭用品の品質 表示に係る指 示・調査事務	家庭用品品質表示法	9	6,033	0	13	21,282	0
特定の消費生活 用製品の危害防 止に係る調査事 務	消費生活用製品安全法	立入 店舗数	検 査 機種数	違 反 機種数	立入 店舗数	検 査 機種数	違 反 機種数
		9	17	0	6	15	0
ガス用品販売事 業場の立入検査	ガス事業法	1	2	0	1	2	0
電気用品規格の 立入検査	電気用品安全法	8	56	0	11	106	0
液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 係る調査事務	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律	0	0	0	1	2	0

3. 計量行政関係

(1) 事業概要

① 体系図



② 事業実績（実施月）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
計量器 検査	集合検査							*	*					偶数年度に実施
	所在場所検査							*	*	*	*			奇数年度に実施
	事前調査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	計量器立入検査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
監視・ 取締り	適正計量管理 事業所指導	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	量目検査				*					*				
	計量器・量目表記 監視取締り	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	試買品検査					*				*				
普及・ 啓発	一日計量士								*					11/1 計量記念日
	計量強調月間								*					
	ホームページ整備	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

(2) 定期検査（計量法）

取引や証明で計量器を使用する事業者は、計量器を定期（2年に1回）に、都道府県知事や特定市町村長が行う検査（計量器の構造、精度や能力のチェック）を受けなければなりません。

事業者は、器差など不合格と判定された計量器を使用することはできません。

① 集合検査（偶数年度に実施）

学校等を検査会場とし、事業者が持参した計量器を検査します。

検査期間及び受検戸数

年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 4 年度
期間	10/3～11/27	10/2～11/18	10/2～11/18	10/3～11/27
日数	27	27	26	26
受検戸数	596	575	585	598

器種別検査実績

年度 種類	平成 28 年度		平成 30 年度		令和 2 年度		令和 4 年度	
	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	14		13		11		11	
不比等皿	19		11		12		7	
不比等台	35		29		26		27	
その他の手動はかり								
ばね式はかり	346	1	302	3	263	1	238	1
光電式はかり	1		1				※ 788	※ 17
電気抵抗線式	445	7	495	20	451	12		
誘電式はかり	114		110		135			
電磁式はかり	72		95	1	119	1		
その他電気式								
手動指示併用はかり	44	1	33		28		21	1
その他の指示はかり								
小計	1,090	9	1,089	24	1,045	14	1,092	19
分銅	340		280		235		200	
定量おもり								
定量増おもり	270		200		190		170	
小計	610	0	480	0	425	0	370	0
合計	1,700	9	1,569	24	1,470	14	1,462	19

※電気式はかりとして統合

② 所在場所検査（奇数年度に実施）

トラックスケール等の据え付け型の計量器、設置環境の精度が求められて運搬が困難な計量器など、持ち運びできない計量器を現地で検査します。

検査期間及び受検戸数

年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 5 年度
期間	10/23～1/31	10/16～2/26	10/7～2/16	10/5～1/24
日数	30	26	35	31
受検戸数	56	55	56	63

器種別検査実績

年度 種類	平成 29 年度		令和元年度		令和 3 年度		令和 5 年度	
	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿								
不比等皿								
不比等台				11			9	
その他の手動はかり	19		15					
ばね式はかり	2		5	3			4	
光電式はかり							※ 179	※ 5
電気抵抗線式	92	3	113	158	4	1		
誘電式はかり	2		2	2				
電磁式はかり	9		10	6				
その他電気式								
手動指示併用はかり								
その他の指示はかり	1		1	1				
小計	125	3	146	181	4	1	192	5
分銅								
定量おもり								
定量増おもり	65		55	46			36	
小計	65		55	46			36	
合計	190	3	201	227	4	1	228	5

※電気式はかりとして統合

③ 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）

自治体が実施する定期検査を受ける代わりに、民間の計量士が計量器の精度確認をする検査方法のことをいいます。

代検査実施状況（堺市への届出計量士 43 人）

年度	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
受検戸数	208		233		229		216	
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	2		1		2		1	
不比等皿								
不比等台								
その他の手動はかり	35	1	26	1	33		18	
ばね式はかり	142		74		177		74	
光電式はかり								
電気抵抗線式	1,030	8	958	2	1,328	8	1,026	5
誘電式はかり	39		29	1	51		25	
電磁式はかり	70		65		77		42	
その他電気式	1							
手動指示併用はかり	28		2		25		2	
その他の指示はかり	1							
小計	1,348	9	1,155	4	1,693	8	1,188	
分銅	10		21		10		21	
定量おもり								
定量増おもり	128		123		124	1	97	0
小計	138	0	144	0	134	1	118	
合計	1,486	9	1,299	4	1,827	9	1,306	5

(3) 立入検査

スーパーや販売店等の事業所で使用する計量器の使用方法や、販売している商品の量目、またその表示について不適正がないか、現地にて抜き打ち検査を実施しています。

① 商品量目立入検査

a 全国一斉商品量目商品量目立入検査

	立入店舗数	実働日数	延べ人数	実施期間
中元期	20	10 日間	30 人	令和 5 年 7 月 3 日～7 月 14 日
歳末期	19	10 日間	29 人	令和 5 年 12 月 1 日～12 月 14 日
計	39	20 日間	59 人	

【検査結果】

年度	検査戸数	不適正戸数	検査件数	不適正件数		不適正率 (%)	
				超過	不足	超過	不足
29	179 (46)	4 (1)	2,718	0	22	0.0	0.8
30	222 (57)	16 (9)	3,110	12	49	0.4	1.6
元	303 (59)	18 (5)	3,313	2	45	0.1	1.4
2	—	—	—	—	—	—	—
3	103 (20)	0 (0)	1,107	0	5	0	0.5
4	170 (38)	2 (2)	2,009	2	3	0.1	0.1
5	186 (39)	4 (3)	2,063	0	8	0	0.4

※()内の数字は実数

b 内容量表記商品試買検査

量目実態の把握が困難な内容量表記商品について、事業所内で同一商品 3 個から 5 個の皆掛量(総量)の計量を行い、最も皆掛量の軽い商品 1 点を購入して風袋量と内容量を検査しています。

実施期間 令和 5 年 8 月 4 日、令和 5 年 10 月 27 日

実働 2 日間 延人数 6 人

検査場所 消費生活センター会議室

商品数及び購入金額 29 品目 (135 個) を計量、 購入金額 9,683 円

【検査成績】

検査戸数	不適正件数		不適正率	
	超過	不足	超過	不足
29 (2)	1	0	0.7%	0.0%

※()内の数字は実数

② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査

市民から計量器のトラブルについての苦情を受け付けした場合に、現地へ行き立入検査を実施します。

器種	検査日	検査場所	検査結果
水道メーター	平成 26 年 9 月 17 日	大阪府計量検定所	合格
燃料油メーター (灯油用)	平成 27 年 1 月 20 日	苦情のあった特定計量器 の設置場所	合格
子メーター (電気・水道)	令和 2 年 3 月 11 日	苦情のあった特定計量器 の設置場所	有効期限切れ 取替指示

※平成 26 年度 大阪府計量検定所検定課（検定第二）の協力を得て実施しました

※平成 27～30 年度 実績なし

※令和 2～5 年度 実績なし

(4) 普及啓発

一般消費者に対する計量思想の啓発、日常生活における計量意識の普及、高揚を促進するため、次のことを行っています。

① 一日計量士

11 月 1 日（計量記念日）の行事として、消費者団体の代表者などの消費者が計量士の役割を体験し、商品の量目及び表記等の検査をする必要性を P R しています。

なお、実施店内において消費者向けパンフレット「計量のしおり」を配布しています。

実施日 令和 5 年 11 月 13 日

場 所 イズミヤ 阪和堺店

② 計量強調月間

11 月に計量強調月間行事として、市役所及び区役所にて計量のポスターを掲示やデジタルサイネージ等を利用しての情報発信を行っています。

③ ぐらしのサポーター量目調査結果

ぐらしのサポーターの試買した商品を、その風袋を除いて内容量を面前で計量し、量目表示の適正について調査をしています。

風袋（ふうたい）：販売されるパック商品のトレーやラップなどの包装、ワサビやタレなどの薬味、添え物等のことで、商品の内容量には含まれません。

調査日 令和 5 年 11 月 22 日（参加者 39 人）

商品の分類		総重量 (g)	総金額 (円)	調査 件数	検査成績					
大 分 類	中分類				10%（正確計量 基準）以上の超 過の件数		適正計量の件数 （量目公差内の 商品を含む）		量目公差を超え た不足の件数	
					件数	%	件数	%	件数	%
食 肉 類	1 食肉	258	511	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
	2 食肉加工品	1,702	4,015	16	3	18.8	13	81.3	0	0.0
魚 介 類	3 魚介類加工品	877	4,130	14	1	7.1	13	92.9	0	0.0
野 菜	4 野菜	2,899	6,567	18	2	11.1	16	88.9	0	0.0
5 農産物の漬物										
果 物	6 果物									
	7 果物の加工品	662	1,828	6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
調 理 食 品	8 つくだに	30	213	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
	9 その他の調理 食品	778	1,179	6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
10 茶類		1,688	4,720	12	2	16.7	10	83.3	0	0.0
11 菓子類		1,283	2,311	16	0	0.0	16	100.0	0	0.0
12 穀類（豆類及び 粉類）の加工品		2,187	2,004	8	1	12.5	7	87.5	0	0.0
13 めん類		1,520	564	4	0	0.0	4	100.0	0	0.0
14 調味料類		198	78	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0
15 その他の食品		1,481	3,228	14	0	0.0	14	100.0	0	0.0
合計		15,563	31,348	118	9	7.6	109	92.4	0	0.0

④ ホームページの整備

市民向けの計量に関する啓発内容を充実させ、X（旧 Twitter）等の SNS を活用し、市民生活に直結する情報を発信しています。

(5) 適正計量管理事業所

計量法では、事業所による自主的な計量管理を推進する観点から、国家資格を持つ計量士による定期的な計量器の検査や従業員等への計量管理の指導、量目の検査など、適正な計量管理が行われている事業者について、国や都道府県知事が基準に基づいて認めた事業所を「適正計量管理事業所」として指定しています。

① 名簿 堺市内大阪府知事指定事業所（令和6年4月1日現在）

事業所名	所在地	事業所数
製造業		18
(株)三宝化学研究所 堺工場	堺市堺区神南辺町 1-31	1
(株)シキボウ堺	堺市西区築港浜寺西町 11	1
堺アルミ(株)	堺市堺区海山町 6-224	1
日本製鉄(株)関西製鉄所（和歌山地区(堺)）日	堺市堺区築港八幡町 1	1
日鉄鋼板(株)パネル建材製造所(堺地区)	堺市堺区出島西町 2	1
セッツ(株) 本社事業所	堺市西区築港新町 1-5-10	1
三菱商事ライフサイエンス(株)堺工場	堺市堺区神南辺町 5-152	1
日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所（阪神地区（堺））	堺市西区石津西町 5	1
日清オイリオグループ(株) 堺工場	堺市西区築港新町 3-37	1
前田製菓(株)	堺市堺区協和町 5-480	1
三菱マテリアル(株) 堺工場	堺市西区築港新町 3-1-9	1
三菱マテリアル(株) 三宝製作所	堺市堺区三宝町 8-374	1
ライオン(株) 大阪工場	堺市西区築港新町 2-13	1
大阪衛生材料協同組合		1
(株)ニチエイ	堺市南区原山台 5-11-2	
印刷インキ工業会計量自治管理会		2
三星インキ(株)	堺市西区浜寺船尾町東 1-103	
東南インキ(株)	堺市西区浜寺船尾町東 4-32-2	
関西医薬品協会		2
ステラケミファ(株) 三宝工場	堺市堺区海山町 7-227	
森田化学工業(株) 堺事業所	堺市西区築港新町 3-27	
医療業		1
(独) 労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町 1179-3	1

百貨店		3
(株)高島屋		2
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通 59	
泉北店	堺市南区茶山台 1-3-1	
(株)京阪百貨店		1
無印良品イオンモール堺北花田店	堺市北区東浅香山町 40-1-12	
スーパーマーケット		23
イズミヤ・阪急オアシス(株)		3
阪和堺店	堺市堺区田出井町 1-1-100	
原山台店	堺市南区原山台 5-8-9	
泉北店	堺市中区小阪 270	
(株)近商ストア		3
槇塚台店	堺市南区晴美台 3-13-1	
東湊店	堺市堺区春日通 1-5	
大小路店	堺市堺区市之町東 1-1-7	
イオンリテール(株)近畿・北陸カンパニー		1
イオン堺北花田店	堺市北区東浅香山町 4-1-12	
カナート(株)		3
デイリーカナート 向ヶ丘店	堺市西区津久野町 1-12-1	
中百舌鳥店	堺市北区中百舌鳥町 5-805-2	
堺市駅前店	堺市北区北長尾町 1-6-9	
(株)ライフコーポレーション		11
北野田店	堺市東区北野田 15-1	
初芝店	堺市東区日置荘西町 1-11-1	
城山台店	堺市南区城山台 2-2-14	
百舌鳥店	堺市北区百舌鳥赤畑町 2-91-1	
福泉店	堺市西区上 444-1	
大仙店	堺市堺区大仙西町 6-184-1	
なかもず店	堺市北区長曾根町 3081-17	
石津店	堺市堺区石津北町 90-1	
堺駅前店	堺市堺区戎島町 2-62-7	
堺インター店	堺市西区太平寺 711-1	
堺プロセスセンター	堺市堺区築港八幡町 105-1	
(株)関西スーパーマーケット		2
萬崎菱木店	堺市西区菱木 1-2233-4	
しんかな店	堺市北区新金岡町 5-1-1	
運輸業		105
日本郵便(株)	東京都千代田区大手町 2-3-1	103

日本通運(株) 大阪国際輸送支店堺事業所事務センター シャープ大阪事業所	堺市堺区三宝町 1-1-1 堺市堺区築港八幡町 1-17	2
計量証明事業		30
大阪府計量証明協同組合	大阪市大正区泉尾 1-18-20	7
大阪府計量自治会	東大阪市長堂 2-17-6	23
小売業		99
大阪府主要食糧計量自治会	堺市堺区北瓦町 1-2-16	30
大阪府石油協同組合	大阪市北区南森町 1-4-19	69
計		279

(6) センター保有基準器及び検査設備等

① 基準器

定期検査をはじめ計量器の検査を行う時に基準として使用されるものが基準器です。

種 類	型式または能力	数量	備 考
特級基準分銅	5kg～10g	1 組	
一級基準分銅	10kg～1mg、2kg～1mg	各 1 組	
液体メーター用基準タンク	10L	1 個	

② 検査設備等

定期検査や立入検査を行う時に使用される分銅・はかり等が検査設備です。

種類	型式または能力	数量	備考
定盤		4 個	大 3 ・小 1
ひょう架付定盤		2 個	
実用基準分銅（枕型）	10kg	100 個	ステンレス
〃	5kg	3 個	ステンレス
実用基準分銅（枕型環付）	20kg	5 個	鋳鉄
〃	10kg	1 個	鋳鉄
〃	5kg	2 個	鋳鉄 1 ステンレス 1
〃	2kg	2 個	鋳鉄 1 ステンレス 1
〃	1kg	2 個	鋳鉄 1 ステンレス 1
実用基準分銅（天秤用）	5kg セット	1 組	
実用基準分銅（増おもり型）	5kg セット	3 組	
〃	10kg セット	2 組	
板状分銅	500mg～10mg	1 組	感量検査用
音叉式はかり	6000g/1g (0.1g)	1 台	量目立入検査用
電磁式はかり	3000g/0.1g	1 台	〃
音叉式はかり（質量比較器）	21kg/0.05g	1 台	
〃	6100g/10mg (1mg)	1 台	
電磁式はかり（質量比較器）	204g/0.1mg	1 台	
水準器		2 個	

堺市立消費生活センター

堺市堺区北瓦町 2-4-16 堺富士ビル 6 階

電話 072-221-7908 FAX 072-221-2796

HP <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/shohi/index.html>



令和6年7月